

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	日光市 (09206)
地域名 (地域内農業集落名)	今市地区 〔高百 高畑 瀬尾 吉沢 土沢上, 中, 下 杉ノ沢, 栄町 土沢原 杉 ノ沢開拓 室瀬 千本木〕

*「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域及び農林業センサスの農業集落名を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	708.6ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	494.3ha
② 田の面積	356.2ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	59.5ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	32.7ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	57.8ha
（参考）区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計	276.4ha
うち、後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 遊休農地面積0.6ha（うち1号遊休農地0.6ha、2号遊休農地0ha）	

*②及び③には、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載

*④には、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の高齢化、後継者の不在、離農者の増加などで地域の農業人口が減少しており、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・ 地域の農地利用の方向性を話し合っていくには、1人でも多くの営農規模が大きい農業者が関わる必要がある。
- ・ 雨量、積雪量が少ない年などは、農業用水が不足する。水管理のまとめ役がない地域がある。
- ・ 田川流域では、圃場、農道、水路の整備が一体的に行われ、担い手への農地集積に取り組んでいる。千本木では、圃場整備事業の面整備が終了した。一方で、多くの地域で圃場整備が行われていない。農道が整備されていない地域、圃場が狭小で点在している地域も多く、大型機械が使用できない。作業条件が悪いため農地集積の支障になっている。
- ・ 圃場整備が済んだ農地と未整備の農地との差がついている。整備済みの農地は借り手が付きやすい。
- ・ 農地バンクを介した農地貸借において、受け手が受けられない状況がある。土手の草刈りや水路管理などの作業も一緒に引き受ける体制が必要である。
- ・ 地元在住でない者が所有していて、管理されず荒廃している農地がある。近隣から多くの苦情が寄せられる。遠方在住の所有者の場合は、農地管理の意向などを確認しづらく対応に苦慮している。
- ・ 主に山沿いの地域において、イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、サギによる被害がある。電気柵を設置している地域もあるが、草刈りに手が回らず、効果的に電気柵を使えていないことがある。

(3) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を主要作物としつつ、高収益作物の導入、農産物のブランド化による付加価値の向上などに取り組み、農業所得の向上を図る。
- ・ 地域の認定農業者等の担い手が地域の農地利用を担うほか、入り作を希望する農業者や新規就農者の受け入れを促進することや、地域の中小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進めることにより、地域の農地全体における営農継続を図る。
- ・ 圃場整備事業を実施できる見込みが低い地域の小規模農地、分散農地等においては、定年帰農者、小規模での就農希望者などを受け入れていき、地域の農地

全体における保全を図る。

- ・優良農地の確保を含めた地域の土地利用の在り方を検討し、農村集落の持続や将来にわたる地域の活性化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	39.0%	将来の目標とする集積率	39.5%
--------	-------	-------------	-------

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

- ・圃場整備を実施した区域を主として、担い手が利用する農地の団地の数の減少及び団地1つ当たりの面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集約化の取組

- ・基盤整備が進んだが、未整備の圃場が多く、借り手の障害となっているため、基盤整備などの条件整備を行うことにより、担い手を育成し、農地の集積を図る。基盤整備が進んだ地域は、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化を促進させる。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・地区内の農地所有者は、原則として農地中間管理機構へ貸し付けを行い、入り作を希望する農業者や新規就農者を受け入れ、将来的には担い手への農地集積を目指していく。

<p>(3) 基盤整備事業への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場、水路等の整備が済んだ区域の農地については、優良農地として保全を図っていく。 ・基盤整備未済の農地については、集落での平時の話し合いや情報交換などにより整備推進の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化・離農への対応や、地域の農地の維持のため、集落営農組織の立ち上げに取り組んでいく。民間、半官（市・企業・JA）などの組織形態や収益性などを検証していく。 ・地域の中小規模の農家が今後も経営を継続できる環境を整えていく。 ・半農半X、定年帰農者など多様な農業形態を受け入れる地域体制を醸成していく。 ・地域の農業者の経営安定・負担軽減のため、農業機械・施設の導入、更新の際は、共同購入・共同利用を視野に入れ、補助事業を活用する。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落での平時の話し合いや情報交換などにより、農業支援サービス事業者などへの農作業の委託の機運が高まった区域から順次、取組に向けての検討を進めていく。 ・農業支援サービス事業者に限らず、兼業農家、軽作業なら継続可能な離農者などによる草刈りや軽微な収穫作業などを支援する“担い手サポート”の体制を整えていく。

任意記載事項（地域の実情に応じた取組）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業
<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等	<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携
<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他				

【選択した上記の取組内容】

① ・市鳥獣対策担当課と連携し、侵入防止柵や罟の設置を行い、被害発生防止、

捕獲体制の強化に取り組む。

- ③ ・費用対効果などの検証を踏まえ、スマート農業の導入を検討していく。
- ⑦ ・担い手の高齢化が進む圃場整備済の区域を維持していくための対策や、維持管理者のいない耕作放棄地の荒廃を防ぐ対策を検討していく。
- ⑩ ・優良農地を確保した上で、地域が活性化する土地利用を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和12年度)				
		経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	経営作目 等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			別添のとおり				ha	ha	
			ha	ha		ha	ha		
計	経営体		ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図

(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)の活用

農用地所有者等数(人)	—	うち計画同意者数(人・%)	—
-------------	---	---------------	---

*農業経営基盤強化促進法第22条の3の規定を活用する場合に記載